

にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

にちじ がつ にち すい
日時 : 12月11日(水)
19:30~21:00

ばしょ くらよしじんけんぶんか
場所 : 倉吉市人権文化センター

ないよう にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな
内容 : 日常生活に必要な日本語を学ぶ

Would you like to learn
Japanese with us?
Please feel free to come!

ぼしゅう
ボランティアを募集しています!



倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツがある方が安心して日常生活を送ることが出来るように日本語学習会を開催しています。

日本語学習会では受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。詳しくは倉吉市人権文化センターまでお問い合わせください。

申込・問合せ… 倉吉市人権文化センター ☎0858-22-4768

倉吉市人権文化センターからのお知らせ

年末年始のため、次のとおり人権文化センターを休館します。

12月28日(土) ~ 1月5日(日) まで

1月6日(月) から通常通りの開館となります。(9:00~17:30)



◎ 差別落書きや人権侵害に気づいたら! すぐにお知らせください!

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先 : 倉吉市人権政策課 ☎(0858) 22-8130

倉吉市人権文化センター ☎(0858) 22-4768

ま ず な

倉吉市人権文化センターだより

2024年12月1日 発行 No.167号

発行所 : 倉吉市人権文化センター

住 所 : 倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX : 0858-22-4768

メールアドレス : jinkenbunka@ncn-k.net

12月4日~10日は第76回人権週間です

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省では、人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、昭和24年(1949年)から毎年各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

今もいじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

パネル展示のお知らせ

12月4日~10日まで、人権週間にあわせて、倉吉市と倉吉人権擁護委員協議会とが共催でパネル展示を行います。ぜひご覧ください。

展示場所…倉吉交流プラザ



人権週間

12月4日~10日 12月10日人権デーです。



身近な人権問題を知るためのショートストーリーはこちら

法務省では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番

0120-007-110

0570-070-810

0570-090911

LINEじんけん相談 @linejinkensoudan

https://www.jinken.go.jp/

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

10・11月の事業報告

就学前育成事業 ひまわり保育園との交流 10月28日

倉吉市人権文化センターでは毎年、就学前児童を対象に交流事業を開催しています。

今年度は、ひまわり保育園就学前児童を対象に地域の民話の会の方々との交流を行いました。

民話の会の方々には、いろりや障子の仕切りなど、昔の暮らしを再現した環境で倉吉市にまつわる昔話を四ついただきました。

また、手遊びや歌遊びも行い、より地域の方との交流を深めることができました。

今回の交流会では、実際に地域に住んでおられる方から昔話を聞き、自分で昔の人たちの生活を想像したり、昔の言葉の意味を考えたりすることができました。講師の先生は、普段は絵本や動画など視覚的に楽しむものが多いが、自分たちで想像して考える事が相手の気持ちを考えて行動することに繋がるとおっしゃっていました。



地域ふれあいサロン「レザークラフトをしよう」 11月20日



ゆっくりお話をしながら、
すてきな作品が完成しました！

倉吉市人権文化センターでは毎年、地域住民をはじめ、市民の方々を対象にお互いが交流し合い楽しい居場所づくり活動をする事を目的として地域ふれあいサロンを開催しています。

今回はレザークラフト体験を企画し、初心者の方でも簡単に作ることができる眼鏡ケース（ペンケース）を作成しました。

最初に、先生が用意してくださっていた生地と糸から好きなものを選びました。参加された方の大半が、初めてレザークラフトを体験する方でした。先生から革の縫い方を教わり、参加者同士でも教え合いながら作品を作っていくことができました。

また、作品を作り終わった後には部落問題と皮革産業について学習を行いました。部落の中心的産業だった皮革産業の歴史や、当時の革製品について学びました。また、現代にも残る部落問題の話や解決するためには一人ひとりが正しい知識を身に付け、学習し続けていくことが大切だと改めて学習することができました。

本人通知制度を知っていますか？



☆ 本人通知制度とは…

倉吉市に住民登録や本籍のある人が事前に本人通知制度に登録された場合、登録者の住民票の写しなどを代理人または第三者（職務上請求書等）に対して交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。

登録された方が、交付に対して疑問に思われた場合は、市役所に関示請求を行うことで、個人名以外の情報が開示されます。

倉吉市では平成24年4月に導入、平成25年には県内すべての市町村で導入されています。



☆ 本人通知制度ができた理由

みなさんの住民票や戸籍謄本は、市役所に登録された様々な場面で本人確認・証明書として利用されています。これらの情報は本人以外には原則非公開になっていますが、弁護士や司法書士などの八士業は、遺産相続や裁判手続きなどの法的業務等を円滑に進めるために戸籍謄本等を「職務上請求書」を使用して取得することができます。

しかし、この制度を悪用して他人の住民票・戸籍謄本を本人の知らない間に取得して、身元調査に利用される事象が確認されています。平成24（2012）年に「本人通知制度」によって不正取得が発覚し、鹿児島県の行政書士等が戸籍法違反等で逮捕される事件が発生しました。この事件は鹿児島県の行政書士が依頼によって埼玉県の実業家の住民票・戸籍謄本を職務上請求で不正取得したものの、男性は「本人通知制度」に登録していたため、市からの通知を受け、身に覚えがなかったため、市に関示請求を行い、戸籍・住民票を取得した者を特定しました。警察に被害届を出したところ、請求理由が不正であることが判明し、行政書士と依頼した人間の逮捕につながっています。

☆ 本人通知制度に登録しましょう

◎ 登録できる人

- ・倉吉市に住民登録がある人
- ・倉吉市に本籍のある人
（過去にあった人も対象になります）

◎ 登録手続きに必要なもの

- ・本人通知制度登録申込書
- ・本人確認書類（運転免許証など）

※ 法定代理人（未成年者の親権者、成年後見人）が申し込む場合は、資格を証明する書類及び代理人の本人確認書類

その他代理人が申し込む場合は、本人が自署・押印した委任状及びその他代理人の本人確認書類（家族の人が代わって申し込まれる場合も、委任状が必要です。）

◎ 登録ができる場所

- ・倉吉市役所第二庁舎 市民課
- ・関金支所
- ・エキパル倉吉行政サービスコーナー

重大な人権侵害や差別をされた当事者がまったく知らない、分からない中でこのような行為が行われています。

身元調査は重大な人権侵害です。自分の個人情報を守るためにも「本人通知制度」に登録しましょう。